

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 141
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	③	③研修等の充実 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、警察、検察、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等を始めとした各機関の職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材の育成を図る。
該当施策名 (事業名)	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業	
該当施策の背景・目的	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 26,046 千円
		29年度予算額: 22,539 千円
		28年度歳出予算現額※1: 26,046 千円 28年度決算額: 19,653 千円
		使用割合: 75.5 %
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
該当施策概要	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	88、90-2	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものである。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携 促進事業

1. 目的

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、支援センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、支援センター長等を対象とした研修の実施及び支援センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通じて、地方公共団体の支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を図る。

2. 概要

● 研修

※対象者：支援センター長、地方公共団体における支援センター主管部（局）の職員、
官民の相談機関の相談員

● 支援センターを設置した地方公共団体の事例報告集

● 支援センター設置検討市町村へのアドバイザー派遣

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 142
大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	③	③研修等の充実 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、警察、検察、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等を始めとした各機関の職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材の育成を図る。
該当施策名 (事業名)	検察官等に対する研修の充実等	
該当施策の背景・目的	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算 30年度要求予算額： — 千円 29年度予算額： — 千円 28年度歳出予算現額※ — 千円 28年度決算額： — 千円 使用割合： — %
	—	機構定員要求
	○	その他(具体的に) 研修科目の充実
該当施策概要	検察官等に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修の機会を通じ、犯罪被害者等支援に関する講義等を実施する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	85	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	84	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	7-4
担当府省・担当課	刑事局	
	総務課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 143
大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	2	2. 女性活躍のための安全・安心面への支援
小項目	(1)	(1)ひとり親家庭等への支援
細項目	①	①「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の着実な実施 「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を着実に実施し、ひとり親のための相談窓口のワンストップを進めるほか、ひとり親の就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子供の学習支援等を総合的に行う。
該当施策名 (事業名)	養育費の取決め関係パンフレットの交付	
該当施策の背景・目的	<p>近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育てに関する孤立化や不安感・負担感が増大しているところ、平成27年8月28日、全ての子どもの安心及び希望の実現に向け、政府全体として関係府省が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策等を講ずるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(施策の方向性)」等が取りまとめられた。そして、上記施策の方向性を踏まえ、政府全体として更なる方策を打ち出すため、27年12月21日、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が取りまとめられ、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援すること等とされ、その一環として、養育費の確保支援を行うこととされている。</p> <p>また、平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示されたことから(民法第766条第1項)、その趣旨を周知するため、24年4月から離婚届書に養育費の分担の取決めの有無をチェックする欄を追加しているが、現在、離婚届書に養育費の分担について「取決めをしている」とチェックしたものの割合は、全体の60%を超えたところで頭打ちの状態にあり、養育費の取決めの重要性等について、十分な周知が図られているとはいえない状況にある。</p> <p>そこで、養育費の分担の取決めを更に促進するとともに、養育費の分担について、離婚届書において「取決めをしている」にチェックする割合を更に上昇させるため、離婚する当事者に対して養育費の取決めの重要性や法的な知識を理解してもらうための広報活動を引き続き実施する必要がある。</p>	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 5,976 千円
		29年度予算額: 4,928 千円
		28年度歳出予算現額※1: 6,337 千円
		28年度決算額: 6,619 千円 の内数
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—

<p>該当施策概要</p>	<p>養育費等の取決めについて解説したパンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形も含む。)を作成し、市区町村の窓口において離婚届書との同時交付を実施。</p>	
<p>「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)</p>	<p>関連施策(事業)の通し番号※2</p>	
<p>「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)</p>	<p>80</p>	
<p>「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)</p>	<p>関連施策(事業)の通し番号※3</p>	
<p>「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)</p>	<p>103</p>	
<p>「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</p>	<p>主に関係する分野・大項目</p>	
	<p>分野 一大項目</p>	<p>8-1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援</p>
	<p>その他関係する分野・大項目等</p>	
<p>担当府省・担当課</p>	<p>法務省</p>	
	<p>民事局参事官室</p>	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 144
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	2	2. 女性活躍のための安全・安心面への支援
小項目	(1)	(1)ひとり親家庭等への支援
細項目	①	①「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の着実な実施 「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を着実に実施し、ひとり親のための相談窓口のワンストップ化を進めるほか、ひとり親の就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子供の学習支援等を総合的に行う。
該当施策名 (事業名)	ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(厚生労働省関係)	
該当施策の背景・目的	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している。すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を平成27年12月21日にとりまとめ、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実することとした。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 189,702,744 千円
		29年度予算額: 193,580,527 千円
		28年度歳出予算現額※1: 196,861,457 千円
		28年度決算額: 180,114,869 千円
		使用割合: 91.5 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	平成29年度予算においては、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトに基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子供の学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施するとともに、自立支援教育訓練給付金の拡充、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業の拡充を行った。 平成30年度予算においても、引き続き、こうした施策を着実に実施することを要求している。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)		
	80	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	103	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	8-1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	子ども家庭局家庭福祉課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に引き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

児童扶養手当法改正法が成立
平成28年通常国会において

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

- ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

Iひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(全体像)【平成29年度予算 2,299億円(注2)】

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援等
- 集中相談体制の整備

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の支給

- 第2子・第3子以降加算額の平年度化

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 養育費に関するパンフレット・合意書のひな形を離婚届書等の交付時に同時に交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の実施

- 年収約360万円未満のひとり親家庭の保育料負担軽減等

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満のひとり親家庭の保育料負担軽減等

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実等
- 大学等奨学金事業の充実

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の実施
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- S SWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの運用等

2 子供の未来応援地域ネットワーキング形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の支給
- 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施
- 自立支援教育訓練給付金の支給等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援
- 援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジヨブ・カードを活用した雇用型訓練の推進等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援等

(注1) 「すべての子どもと希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

(注2) 主にひとり親家庭・多子世帯等を対象とする関係予算(平成28年度予算額2,035億円)

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 145
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	2	2. 女性活躍のための安全・安心面への支援
小項目	(1)	(1)ひとり親家庭等への支援
細項目	②	②養育費の履行の確保に向けた検討 養育費の履行を確保するため、引き続き、法制審議会民事執行法部会において、債務者財産の開示制度の実効性を向上させるなどの民事執行法制の見直しについて、検討する。
該当施策名 (事業名)	民事執行法制の見直し	
該当施策の背景・ 目的	平成15年の民事執行改正により創設された財産開示手続について、債務者財産に関する情報開示としての実効性が必ずしも十分でなく、利用件数もそれほど多いとはいえない実情にあるとして、この制度の在り方を見直す必要があるとの指摘がされていることに加え、27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、養育費の履行を確保するため、この制度について所要の検討をすることとされたことから、債務者財産の開示制度の実効性を向上させるなどの民事執行法制の見直しについての検討を行う。	
該当施策の政策手 段の分類	<ul style="list-style-type: none"> － 法令・制度改正 － 税制改正要望 ○ 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: 2,409 千円 29年度予算額: ー 千円 28年度歳出予算現額※ ー 千円 28年度決算額: ー 千円 使用割合: ー % － 機構定員要求 ○ その他(具体的に) <ul style="list-style-type: none"> 法制審議会民事執行法部会において調査審議 	
該当施策概要	債務者財産の開示制度の実効性を向上させ、不動産競売における暴力団員の買受けを防止し、子の引渡しの強制執行に関する規律を明確化するなど、民事執行法制の見直しについて、平成28年9月に法制審議会への諮問がされ、同年11月以降、法制審議会民事執行法部会において調査審議が行われている。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	102	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	8-1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	法務省	
	民事局参事官室	
問い合わせ先	局付:松波卓也	
	TEL:03-3592-7114	
	E-mail:tm150339@moj.go.jp	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

民事執行法制の見直しについて

背景

昭和54年 民事執行法制定

平成15年, 16年 社会・経済情勢の変化への対応や, 権利実現の実効性向上という観点からの全般的な改正

近時, 手続の更なる改善に向けて, いくつかの個別的な検討課題が指摘
→民事執行法制の見直しが必要(H28.9 法制審議会に諮問)

主な検討課題

債務者財産の開示制度の実効性を向上

【背景】

- 平成15年改正で, 差押えの対象となる債務者財産に関する情報を債務者自身に陳述させる「財産開示手続」を創設
- 「財産開示手続」の利用実績は年間1000件前後と低調。債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則が弱い等の指摘
- 養育費の履行確保に役立つとの観点からも制度の拡充を求める意見
※第4次男女共同参画基本計画(H27.12)

【主な論点】

- 第三者から情報を取得する制度を新設
 - ・ どのような機関から, どのような情報を取得するか(例: 銀行から債務者の預金情報を取得)
 - ・ 情報提供者の事務負担や債務者の秘密保護への配慮
- 現行の財産開示手続の改善
 - ・ 債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則を強化するか

不動産競売における暴力団員の買受けを防止

【背景】

- 暴力団員の買受け自体を制限する規定なし
- 不動産競売で入手した物件を暴力団事務所として利用する事例等の発生
- 国・自治体の入札のほか民間の不動産取引でも暴力団排除の取組が進展
※「世界一安全な日本」創造戦略(H25.12)

【主な論点】

- 売却後の取戻しが困難という特性を踏まえ, 売却手続の過程で暴力団員の買受けを制限する方策等を検討
 - ・ 警察が保有する情報の活用の在り方
 - ・ 新たな執行妨害を防止し, 競売手続を遅滞させないための工夫
- 暴力団関係者の買受けの制限の可否
 - ・ 暴力団員が役員である会社
 - ・ 元暴力団員, 暴力団員の配偶者

子の引渡しの強制執行に関する規律を明確化

【背景】

- 現行法に明文の規定なし(動産の引渡し
の強制執行の規定を類推適用)
- 子の引渡しを命ずる裁判を適切に実現し, 子の福祉に十分配慮するという観点から, 明確な規律の整備を求める意見
- 国際的な子の返還に関する規律はハーグ条約実施法により整備済み(H25.6)

【主な論点】

- (ハーグ条約実施法と同様に) 間接強制金の支払を命じてもおお自発的に引き渡さないときに限り, 直接的な強制執行を開始するか
- (ハーグ条約実施法と同様に) 子と債務者が一緒にいるときに限り, 直接的な強制執行の着手を認めるか

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 146
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	2	2. 女性活躍のための安全・安心面への支援
小項目	(1)	(1)ひとり親家庭等への支援
細項目	③	③子供の貧困対策の推進 子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」について充実、展開を図る。具体的には、各種支援情報等の集約・提供や支援団体とその活動をサポートする企業等とのマッチング、民間資金による子供の未来応援基金を通じたひとり親家庭も含めた貧困家庭における子供に対する草の根レベルでの支援などによって、国、地方公共団体、民間の企業・団体等による応援ネットワークを更に広げていく。
該当施策名 (事業名)	子供の未来応援国民運動の推進	
該当施策の背景・目的	<p>貧困の世代間連鎖の解消等を目指し、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)等に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進している。</p> <p>内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進することとされており、平成27年10月「子供の未来応援国民運動」を始動させた。</p>	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 133,449 千円
		29年度予算額: 124,152 千円
		28年度歳出予算現額※1: 190,822 千円
		28年度決算額: 100,454 千円
		使用割合: 52.6 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	<p>支援情報の一元的な集約・提供(各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備)、企業等による支援活動とNPO等の支援ニーズのマッチング事業、「子供の未来応援基金」によるNPO等への支援などを通じて、国民の幅広い理解と協力の下に官公民の連携・協力プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」を促進する。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	80	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	107	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	8-1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

子供の未来応援国民運動

○ 子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

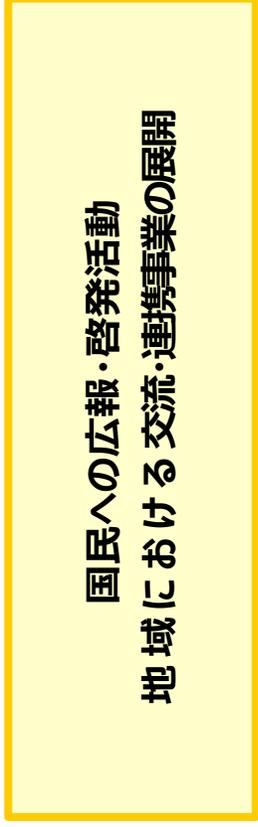
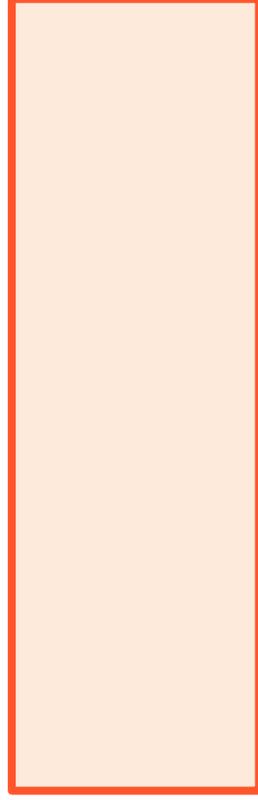
また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。



○ 子供の未来応援国民運動

(27年4月の国民運動発起人集会で採択された趣意書に基づき、同年10月よりスタート)

▶大綱が掲げる官公民の連携・協働プロジェクトを具体化したもの



企業と団体のマッチングサイト～子供の未来応援国民運動ホームページ～

目的

企業等による支援と、NPO等の支援ニーズをつなぐ

草の根で活動する支援団体の多くが、運営基盤が弱い弱であること等に鑑み、民間同士で連携し、助け合えるきっかけをつくるため、双方向で情報を提供、収集できるマッチングサイトを開設

機能

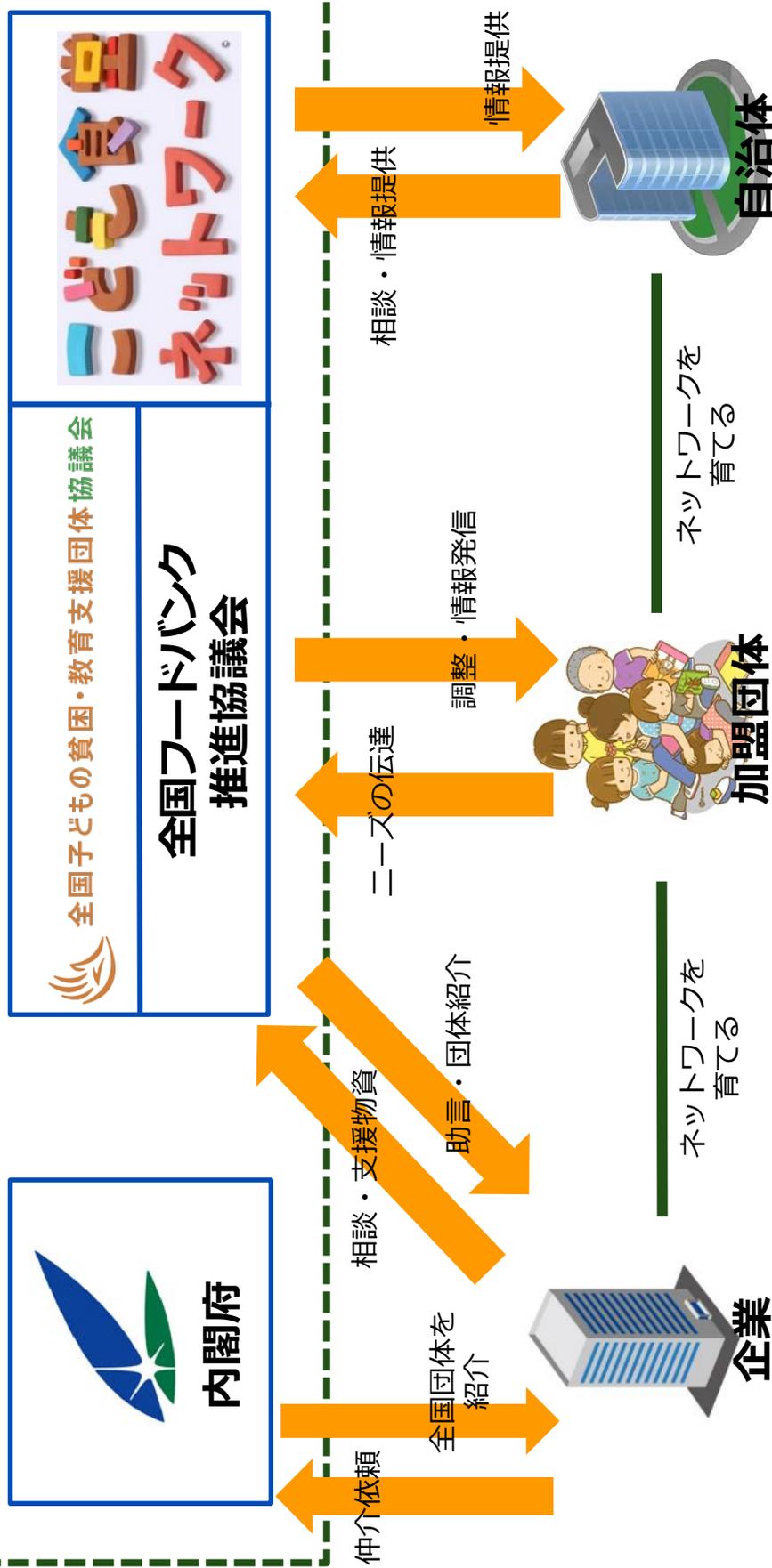
- NPO等団体と企業は、マッチングサイトに登録の上、それぞれ支援要請内容、支援提供内容を登録。なお、登録時には利用規約及び留意事項への同意が必要
- 支援の要請内容、支援の提供内容、評価の高いユーザー（団体、企業）をそれぞれランキング形式にて表示
- メール機能やソーシャルメディアとの連携など、より効率的にマッチングできる機能を整備



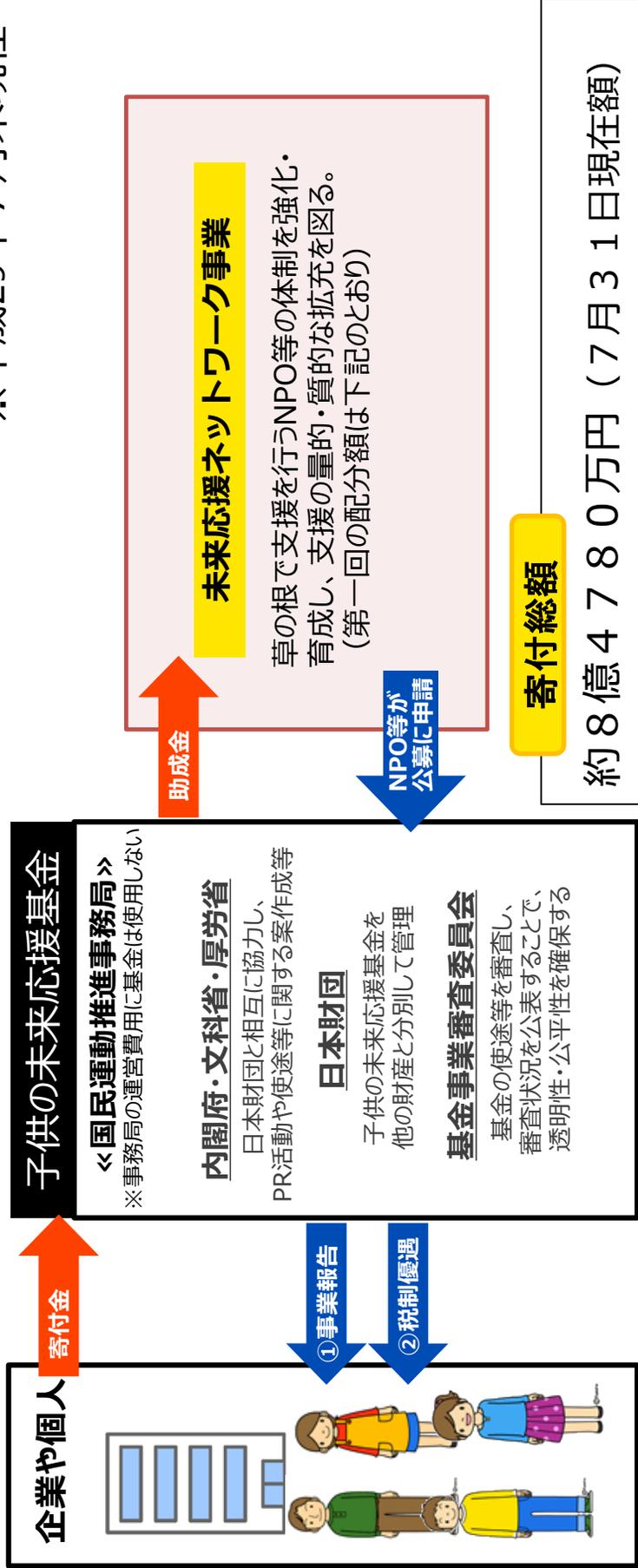
マッチングを推進していく組織として「マッチングネットワーク推進協議会」を創設。同協議会を構成する3団体は、各々が「マッチングコンシエルジュ」として、企業やNPO等の相談を受けながら、積極的にマッチングに必要な情報を提供することとする。

マッチングネットワーク推進協議会

①企業等から相談の受付 ②マッチングの成功事例等の情報を発信 ③課題を共有し、マッチングを推進



※平成29年7月末現在



- 535団体から申請のあった事業の中から、①計画性、②連携とその効果、③戦略的な広報、④継続性の観点等から審査を行い、86団体を採択することとなった。

- 支援総額は約3億1500万円であり、1団体当たり平均約367万円を支援する。(事業類型別の整理は右のとおり)

様々な学びを支援する事業	28
居場所の提供・相談支援を行う事業	17
衣食住など生活の支援を行う事業	18
児童養護施設等の退所者を支援する事業	8
児童又はその保護者の就労を支援する事業	3
里親又は特別養子縁組の申込を実施又は支援する事業	1
その他、貧困の連鎖の解消につながる事業	11

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 147
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	2	2. 女性活躍のための安全・安心面への支援
小項目	(1)	(1)ひとり親家庭等への支援
細項目	④	④沖繩の子供の貧困対策の推進 全国で最もひとり親家庭の割合が高い沖繩において、地域の現状を把握し子供とその保護者を支援につなぐ子供の貧困対策支援員の配置と、食事の提供や生活支援、学習支援等を行う子供の居場所の運営支援等の子供の貧困対策を、引き続きモデル的・集中的に実施する。
該当施策名 (事業名)	沖繩子供の貧困緊急対策事業	
該当施策の背景・目的	<p>沖繩の子供達を取り巻く環境は、全国の中でも極めて深刻な状況にも関わらず、行政の支援が行き届いていない。また、日中にとどまらず夜間も子供の居場所がないなど沖繩特有の問題がある。</p> <p>沖繩の将来を担う子供達の貧困は、子供の生活と成長に様々な影響を与えるとともに、貧困の連鎖により沖繩の社会全体に影響を与えることから、国が主導して、モデル的・集中的に支援員の配置と子供の居場所づくりを行うこととした。</p>	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算 30年度要求予算額: 1,202,467 千円 29年度予算額: 1,102,467 千円 28年度歳出予算現額※ 1,000,000 千円 28年度決算額: 764,463 千円 使用割合: 76.4 %
	○	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供の貧困対策支援員の配置 市町村において、子供の貧困に関する各地域の状況を把握し、支援を要する子とその世帯を関係機関につなぐ役割を担う「子供の貧困対策支援員」を配置する。 ・ 子供の居場所の運営支援 市町村及び県において、子供が安心して過ごせる居場所の運営を支援する。 ・ 事業の成果の分析・評価・普及 沖繩県において、事業の成果を分析・評価し、好事例の普及を図る。 	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	-	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	108	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	8-1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	-
担当府省・担当課	内閣府沖縄振興局総務課事業振興室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

沖繩子供の貧困緊急対策事業

平成30年度概算要求額：12億円（平成29年度予算額11億円）（補助率10/10）

事業概要

沖繩の将来を担う子供達の深刻な貧困に対応するため、沖繩の実情を踏まえた支援員の配置や居場所づくりを、モデル的・集中的に実施する。

- ・平成28～30年度の3年間はモデル事業として実施することを想定
- ・子供の貧困の問題について、今後の沖繩振興計画期間中（平成28～33年度）を「集中対策期間」とし、地域の実情を踏まえた対策に集中的に取り組む

①子供の貧困対策支援員の配置

<課題>

沖繩の子供が置かれている状況は極めて深刻であるにもかかわらず、行政の支援が行き届いていない。また、子供の貧困の背景には、様々な課題があるため、関係者間で情報共有や役割分担を行い、円滑な連携体制を構築することが必要である。

<事業概要>

子供の貧困対策支援員が、子供の貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関との情報共有や、子供を支援につなげるための調整を行う。また、居場所の担い手を確保するなどして、新たな子供の居場所づくりの準備等を行う。

【実施主体】市町村（支援員の研修は県）



②子供の居場所の運営支援

居場所づくりを準備

<課題>

沖繩では、日中及び夜間の居場所がないことにより、街を出歩き、登校に支障が生じたり、非行行動に至ったりするなどの問題を抱える子供が多い。

<事業概要>

子供の居場所を提供し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、年に数回程度、キヤリア形成等の支援を行う。

- ・地域の実情に応じ、放課後から深夜まで開所することも想定。
- ・ひとり親世帯の子供などに限定せず、居場所を必要とする子供を対象とする。

【実施主体】県・市町村



③事業の成果の分析・評価・普及

沖繩県が、各市町村担当者や事業実施主体から、支援員の配置及び居場所の運営支援の事業報告を受け、成果を取りまとめ、分析・評価を行うとともに、県内市町村への好事例の普及を図る。

【実施主体】県



翌年度の事業に反映

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 148
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化
小項目	(1)	(1)女性の健康増進に向けた取組
細項目	①	①性差医療に関する調査研究 女性の健康支援に関し、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、性差医療等に関する調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発する。
該当施策名 (事業名)	女性の健康の包括的支援総合研究	
該当施策の背景・目的	<p>これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきている。また、女性の健康に関する研究においても、これまでは妊娠・出産や疾病等に着眼して行われてきた。</p> <p>このため、女性の身体はライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であり、女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制も十分に構築されておらず、早急な対応を図る必要がある。</p>	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算 30年度要求予算額: 199,588 千円 29年度予算額: 184,059 千円 28年度歳出予算現額※1: 197,957 千円 28年度決算額: 196,118 千円 使用割合: 99.1 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	女性の健康の包括的支援のため、以下の研究を行う。 ・女性の健康の包括的支援のための情報収集・情報発信と医療提供体制等に関する研究 ・子宮内膜症の病態解明、および予防・治療法の開発研究 等	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	112	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	6-1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	健康局 健康課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性の健康の包括的支援における研究事業について

(平成30年度要求額 199,588千円)

女性の健康の包括的支援に関する課題

平成27年度に新設の研究事業

女性の健康の包括的支援政策研究事業

女性の健康の包括的支援に関する
制度設計、政策の立案・実行等に
資する研究

女性の健康の包括的支援実用化研究事業

女性の健康に関する問題をサポート
するための技術の開発、実用化に関
する研究

連携

今後の方向性

女性ホルモンの状況がライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面を含めた生涯にわたる支援を推進し、女性の健康施策を総合的にサポートするため、我が国における実態を正確に把握した上で、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための研究について取り組む。

大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																						
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化																						
小項目	(1)	(1)女性の健康増進に向けた取組																						
細項目		<p>②不妊治療に関する支援 <u>個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することが出来るよう、不妊治療に対する経済的支援を引き続き実施し、不妊専門相談センターの相談機能強化を行う。また、不妊治療と仕事の両立に関する実態調査を行う。</u> <u>加えて、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を実施する。</u></p>																						
該当施策名 (事業名)		不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査研究																						
該当施策の背景・目的		<p>近年の結婚年齢の上昇や晩産化に伴い、不妊治療を受ける者は年々増加している。こうした中、労働者が希望する妊娠・出産を実現するためには、育児休業制度などの仕事と育児の両立支援はもとより、不妊治療と仕事の両立支援についても、重要な課題となっている。</p> <p>このため、企業及び労働者を対象として、不妊治療と仕事の両立に係る実態や問題点、企業における両立支援の状況などの把握及び分析を行い、各種施策の立案に活かす。</p>																						
該当施策の政策手段の分類		<table border="0"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額: - 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額: 8,412 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1 - 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額: - 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合: - %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>その他(具体的に)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不妊治療と仕事の両立に関する相談支援等の充実を図る</td> </tr> </table>	—	法令・制度改正	—	税制改正要望	○	予算		30年度要求予算額: - 千円		29年度予算額: 8,412 千円		28年度歳出予算現額※1 - 千円		28年度決算額: - 千円		使用割合: - %	—	機構定員要求	○	その他(具体的に)		不妊治療と仕事の両立に関する相談支援等の充実を図る
—	法令・制度改正																							
—	税制改正要望																							
○	予算																							
	30年度要求予算額: - 千円																							
	29年度予算額: 8,412 千円																							
	28年度歳出予算現額※1 - 千円																							
	28年度決算額: - 千円																							
	使用割合: - %																							
—	機構定員要求																							
○	その他(具体的に)																							
	不妊治療と仕事の両立に関する相談支援等の充実を図る																							
該当施策概要		<ul style="list-style-type: none"> ・企業及び労働者を対象とした不妊治療と仕事の両立に係る実態調査の実施及び広報資料の作成・周知 ・不妊治療と仕事の両立支援のための「連絡カード(仮称)」の作成・周知 ・不妊専門相談専門センターに従事する相談員向けの研修資料の作成・周知 																						

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	-	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	-	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	6-2 妊娠・出産等に関する健康支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	-
担当府省・担当課	厚生労働省	
	雇用環境・均等局 雇用機会均等課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査研究

【29年度予算：8百万円】

- 近年の結婚年齢の上昇や晩産化に伴い、不妊治療を受ける者は年々増加
- 労働者が希望する妊娠・出産を実現するためには、育児休業制度などの仕事と育児の両立支援はもとより、不妊治療と仕事の両立支援についても、近年重要な課題
→**企業及び労働者を対象として、不妊治療と仕事の両立に係る実態や問題点、企業における両立支援の状況などの把握及び分析を行い、各種施策の立案に活かす。**

1 研究会の開催・運営

- 研究会メンバー
 - ・産婦人科医等の不妊治療に関する専門的な知見を有する者
 - ・不妊治療と仕事の両立に関する専門的な知見を有する者
 - ・保健師等の不妊治療に係る相談対応等の実務について専門的な知見を有する者
 - ・人事労務管理に関して専門的な知見を有する者

■ 検討事項

- 2, 3, 4に掲げる事項

2 調査の実施・広報資料の作成

- 不妊治療と仕事の両立に係る実態や問題点を明らかにするため、企業及び労働者を対象とした調査を設計し、実施
- 調査結果の概要や、企業が不妊治療と仕事の両立に向けた取組を進めるための示唆や留意点をまとめた広報資料の作成

3 「連絡カード（仮称）」の作成

労働者の希望に応じて、医師が不妊治療の内容や企業に配慮を要する事項を記載することができる「連絡カード（仮称）」を作成

4 不妊専門相談センター相談員向けの研修資料の作成

「不妊専門相談センター」（※）に従事する相談員に対する不妊治療と仕事の両立に係る研修資料を作成

（※）都道府県や指定都市・中核市において、不妊等について悩む夫婦等を対象に専門相談員（保健師等）が相談を行っている（全国約70カ所）

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 150																									
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																									
中項目	3	3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化																									
小項目	(1)	(1) 女性の健康増進に向けた取組																									
細項目		<p>② 不妊治療に関する支援 <u>個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することが出来るよう、不妊治療に対する経済的支援を引き続き実施し、不妊専門相談センターの相談機能強化を行う。また、不妊治療と仕事の両立に関する実態調査を行う。</u> 加えて、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を実施する。</p>																									
該当施策名 (事業名)		不妊に悩む方への特定治療支援事業																									
該当施策の背景・目的		不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。																									
該当施策の政策手段の分類		<ul style="list-style-type: none"> － 法令・制度改正 － 税制改正要望 ○ 予算 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">30年度要求予算額:</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">21,006,901</td> <td style="width: 10%;">千円</td> <td style="width: 10%;">の内数</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>29年度予算額:</td> <td style="text-align: right;">20,594,098</td> <td>千円</td> <td>の内数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28年度歳出予算現額※1:</td> <td style="text-align: right;">18,482,878</td> <td>千円</td> <td>の内数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28年度決算額:</td> <td style="text-align: right;">15,121,065</td> <td>千円</td> <td>の内数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用割合:</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td colspan="3">%</td> </tr> </table> － 機構定員要求 － その他(具体的に) 	30年度要求予算額:	21,006,901	千円	の内数		29年度予算額:	20,594,098	千円	の内数		28年度歳出予算現額※1:	18,482,878	千円	の内数		28年度決算額:	15,121,065	千円	の内数		使用割合:	－	%		
30年度要求予算額:	21,006,901	千円	の内数																								
29年度予算額:	20,594,098	千円	の内数																								
28年度歳出予算現額※1:	18,482,878	千円	の内数																								
28年度決算額:	15,121,065	千円	の内数																								
使用割合:	－	%																									
該当施策概要		<ul style="list-style-type: none"> ・対象治療法 体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。) ・対象者 <ul style="list-style-type: none"> * 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦 * 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦 ・給付の内容 <ul style="list-style-type: none"> * 1回15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円) * 上記のうち初回の治療に限り30万円まで助成 * 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合は15万円まで助成 * 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回(40歳以上であるときは通算3回)まで ・所得制限 730万円(夫婦合算の所得ベース) 																									

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	114	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	6-2 妊娠・出産等に関する健康支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	子ども家庭局母子保健課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 主旨
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法
体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者
特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
① 1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成
（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したのが卵が得られない等のため中止したものは、1回7.5万円）
② 男性不妊治療を行った場合は15万円（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）
730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 所得制限
事業実施主体において医療機関を指定
- 指定医療機関
都道府県、指定都市、中核市
- 実施主体
1／2（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2）
- 補助率
平成30年度概算要求 158億円
- 予算額

2. 沿革

- 平成16年度創設
- 平成18年度
- 平成19年度
- 平成21年度補正
- 平成22年度
- 平成23年度
- 平成25年度
- 平成26年度
- 平成25年度補正
- 平成27年度
- 平成27年度補正
- 平成28年度

3. 支給実績

平成16年度	17,	657件
平成17年度	25,	987件
平成18年度	31,	048件
平成19年度	60,	536件
平成20年度	72,	029件
平成21年度	84,	395件
平成22年度	96,	458件
平成23年度	112,	642件
平成24年度	134,	943件
平成25年度	148,	659件
平成26年度	152,	320件
平成27年度	160,	368件

支給期間2年間として制度開始
 支給期間2年間で5年間に延長
 給付金額を1年度あたり1回10万円、2回までに増額、
 所得制限額を（650万円 → 730万円）引き上げ
 給付額10万円 → 15万円
 給付額15万円を継続
 1年度目を年3回に拡充
 凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円 → 7.5万円）
 通算助成回数（治療期間初日の妻の年齢が40歳未満の場合は6回まで助成）
 一部助成対象範囲を見直し、安心子ども基金により実施
 安心子ども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
 初回治療の助成額を15万 → 30万円
 男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
 妻の年齢が43歳以上の場合助成対象外。通算助成回数は治療期間初日の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は3回まで助成